

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年6月8日（令和4年（行情）諮問第348号）

答申日：令和5年9月7日（令和5年度（行情）答申第262号）

事件名：東ティモールPKO行動史の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東ティモールPKO行動史」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月4日付け防官文第7466号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消して開示するよう求める。

2 審査請求の理由

諮問庁である防衛省は、当該行政文書のうち自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、過去に同種の行政文書を全面開示決定した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっている。

防衛省は平成27年7月15日、参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の理事に対し、陸上幕僚監部が平成20年5月に作成した「イラク復興支援活動行動史」を全面開示して提出した。これは、同年7月10日の同委員会において委員から文書の提出を求められたのに対し、中谷元防衛大臣が「今後の参考にとりまとめられた文書でございますが、この公表等につきましては、適切に情報を公開して、しっかりとした議論を行うことが重要だと考えておりまして、これまで不開示としていた部分の公表につきましても検討を始めておりまして、速やかに結論を得ておきたいと思っております」と答弁したことを受けての全面開示であった。

同委員会で委員が発言しているように、安全保障政策、とりわけ自衛隊の国際活動について検討・議論する上で過去に実際に行った活動の検証は不可欠である。中谷大臣の答弁に示されているように、防衛省がそれまで一部不開示としていた「イラク復興支援活動行動史」を全面開示したのも、

こうした理由からである。

ところが、防衛省は、その後に異議申立人（ママ）が開示請求した東チモールPKO派遣に関する同種の教訓文書の少なくない箇所を不開示とする決定を行った。これは、自衛隊の情報業務、部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報も含めて全面開示した「イラク復興支援活動行動史」のケースと明らかなダブルスタンダードとなっている。

よって、一部不開示とした原処分は不当であり、原処分の取消しを求めため本件異議申立て（ママ）を行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「2002年から2004年にかけて東チモールの国連PKOに派遣された部隊の活動成果や教訓などを記した文書すべて」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成28年4月4日付け防官文第7466号により、法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報について一部不開示としているが、過去に同種の行政文書を全面開示決定した前例もあり、開示するか否かの判断がダブルスタンダードになっている。」として、原処分を取り消し、当該行政文書の全面開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条1号、2号イ及び3号に該当するため不開示としたものである。

また、審査請求人が例示した「イラク復興支援活動行動史」は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく自衛隊のイラク復興支援群の活動に係る文書であり、陸上幕僚監部が実施した施策について、各種研究、教育訓練の資とするため、各種機能別に部隊の活動状況及び教訓・提言等を記述したものであり、これを公にしても今後の自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれはな

いことから開示したものである。

他方、本件対象文書は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく自衛隊の東ティモール派遣施設群の活動に係る文書である。本件対象文書の不開示部分については、当該部隊の活動実績等が詳らかに記載されており、仮に不開示とした自衛隊の情報業務、派遣部隊の編制、運用、指揮系統等に関する情報を公にした場合、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある。また、他国に関する情報も詳細に記載されているため、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがある。

以上のことから、不開示が妥当であると判断したものであり、記載されている情報の内容に応じて開示・不開示を判断していることから、いわゆる「ダブルスタンダード」とはなっておらず、審査請求人の主張は当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

95頁及び96頁の不開示部分については、法5条3号に該当し不開示としたが、当該部分は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条1号の不開示理由を追加する。

また、131頁の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分は、派遣施設群による情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における情報収集要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、同条3号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| ① | 令和4年6月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月21日 | 審議 |
| ④ | 令和5年4月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月14日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年5月29日 | 審議 |
| ⑦ | 同年6月14日 | 審議 |
| ⑧ | 同年7月12日 | 審議 |
| ⑨ | 同年8月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「東ティモールPKO行動史」である。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、その一部が法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした原処分につき、上記第3の4に係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 個人に関する情報

ア 自衛隊員、民間人及び外国軍人等の写真の顔部分

別表1の番号1に掲げる不開示部分のうち、下記イないしエ及び131頁を除く不開示部分は、自衛隊員、民間人及び外国軍人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、102頁の自衛隊員の顔写真について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該隊員は、第1次ないし第4次の東ティモール派遣施設群長（以下「施設群長」という。）であるとの説明があった。

当審査会において、本件対象文書を確認したところ、各次の施設群長は、他の頁の掲載写真において、顔部分は既に開示され、写真掲題に施設群長と分かる記述も認められる。

そうすると、当該部分は各次の施設群長の顔写真であるとの諮問庁

説明を疑う余地はないことから、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 95頁、96頁及び112頁の不開示部分には、派遣隊員の氏名階級が記載されていると認められる。

当該部分は、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、施設群長など既に氏名階級が公になっている隊員を除いた派遣隊員の氏名階級を公にすると、当該隊員及びその家族が海外派遣に反対する者等からの嫌がらせや迷惑行為を受けるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）に定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するため、法5条1号により不開示としたものである。また、自衛隊の階級は、自衛官相互の間における指揮命令の順位や指揮権継承の順位を示し、一種の身分上の上下も示す指標であるとの説明があった。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分を公にした場合、国際平和協力法に基づく東ティモール派遣への反対勢力等の一部により、嫌がらせや迷惑行為を受けるなどのおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分については、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められ、その他に当該隊員の氏名階級が公表されているとすべき事情も認められない。

したがって、当該隊員の氏名階級は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

加えて、諮問庁の上記説明を踏まえると、自衛隊の階級は、職務上の役職と異なり、当該隊員の氏名階級は、個人識別部分であると認められることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、95頁及び96頁については、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 122頁の不開示部分には、派遣隊員の家族の状況が記載されていると認められる。

当該部分は、当該隊員に係る法5条1号の個人に関する情報であつて、当該隊員等の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該個人を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示とすることが妥当である。

エ 182頁の写真の顔部分以外の不開示部分及び191頁の不開示部分には、民間人の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分

ア 当該部分のうち、下記イに掲げる部分を除いた不開示部分には、陸上自衛隊の情報分析並びに国際連合東ティモール支援団の展開状況及び軍事部門司令部等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報分析に関する能力が推察されるとともに、我が国と関係国又は我が国と国連との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 29頁、31頁、33頁、35頁及び37頁の不開示部分には、周辺国及びPKF（国連平和維持軍）参加主要国の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

しかしながら、当該部分は、不特定多数の者に販売することを目的としている出版物から引用した情報であり、これを公にしたとしても、当該他国と我が国の信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められないため、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 別表の番号3（95頁及び96頁を除く。）に掲げる不開示部分及び131頁の不開示部分

当該部分は、PKO派遣部隊の派遣準備、部隊編成、運用要領及び活

動内容等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、出国の準備から現地を撤収するに至るまでの同隊の詳細な行動要領、運用態勢及び能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、131頁の不開示部分について同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる不開示部分

当該部分は、PKO派遣部隊の装備品、携行補給品及び装備品の整備能力に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力、自衛隊の整備能力及び運用能力等が推察され、悪意を有する相手方とその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる不開示部分

ア 78頁及び94頁の不開示部分には、PKO派遣部隊の出国に当たり、海上自衛隊艦艇の港湾使用の調整を支援した法人名が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊のPKO派遣に反対の意見を有する勢力による営業妨害を受け、あるいはテロの標的になるなどの可能性も否定できないことから、当該法人による今後の営業活動に支障を生じさせるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 279頁の不開示部分には、派遣先現地において橋台部の施工にあたった法人名が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、原処分で開示された部分に当該法人の技術の評価に関する記載があることから、当該法人が同業他社との競争関係において不利益を被る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表の番号6に掲げる不開示部分

当該部分は、東ティモール国際平和協力業務の評価・分析に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の同種活動における自衛隊の編成、装備及び運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をし、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (7) なお、審査請求人は、過去に「イラク復興支援活動行動史」が全部開示されており、「東ティモールPKO行動史」も全部開示すべきと主張するが、「イラク復興支援活動行動史」と具体的な内容を異にする本件不開示部分について、直ちに法5条1号、2号イ及び3号該当性が否定されるわけではないから、上記主張に理由はない。

3 付言

- (1) 本件は、審査請求から諮問までに約5年10か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

- (2) また、原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうち、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条1項の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分がそれぞれの不開示理由に対応しているのか当然知り得るような場合を除き、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、不備があるとして取り消すまでには至らないものの、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び3号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び3号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは

妥当であるが，別表 2 に掲げる部分は，同条 1 号及び 3 号のいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別表1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	6 頁から 8 頁まで, 15 頁, 20 頁, 46 頁, 99 頁, 102 頁, 108 頁, 111 頁から 113 頁まで, 117 頁, 121 頁から 124 頁まで, 126 頁, 129 頁, 131 頁, 140 頁, 141 頁, 143 頁, 145 頁, 148 頁, 159 頁, 162 頁, 165 頁, 167 頁, 168 頁, 171 頁, 172 頁, 174 頁から 180 頁まで, 182 頁, 186 頁から 191 頁まで, 193 頁, 200 頁, 201 頁, 205 頁, 206 頁, 212 頁, 217 頁, 220 頁から 222 頁まで, 233 頁, 237 頁, 238 頁, 240 頁, 241 頁及び 257 頁のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	17 頁, 20 頁, 21 頁, 27 頁, 247 頁及び 248 頁のそれぞれ一部	情報分析に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の情報分析に関する能力が推察されるとともに, 我が国と関係国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	29 頁, 31 頁, 33 頁, 35 頁及び 37 頁のそれぞれ一部	他国軍の装備品に関する情報であり, これを公にすることにより, 当該他国と我が国の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	24 頁から 26 頁まで, 14	国際連合東ティモール支援団の細部

	6 頁, 1 5 1 頁, 1 5 6 頁, 1 5 9 頁, 2 3 5 頁及び2 3 8 頁のそれぞれ一部	の展開状況及び軍事部門司令部の細部に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と国連との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
3	4 5 頁, 4 7 頁から4 9 頁まで, 5 1 頁から5 6 頁まで, 6 6 頁, 6 8 頁, 7 0 頁から7 3 頁まで, 7 8 頁, 9 1 頁から9 9 頁まで, 1 1 6 頁, 1 1 9 頁, 1 4 7 頁, 1 4 8 頁, 1 5 0 頁, 1 5 2 頁, 1 5 4 頁, 1 5 5 頁, 1 5 7 頁, 1 5 8 頁, 1 6 0 頁から1 6 4 頁まで, 1 7 0 頁から1 7 7 頁まで, 1 8 3 頁, 1 9 5 頁, 1 9 6 頁, 1 9 9 頁, 2 0 9 頁, 2 1 0 頁, 2 1 6 頁, 2 1 7 頁, 2 2 4 頁, 2 3 1 頁, 2 3 2 頁, 2 3 5 頁, 2 5 4 頁及び2 5 5 頁のそれぞれ一部	派遣部隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 同隊の行動要領及び行動が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	4 8 頁, 5 0 頁, 5 5 頁から5 7 頁まで, 1 1 5 頁, 1 1 8 頁, 1 2 8 頁, 1 4 4 頁, 1 6 4 頁, 2 0 2 頁, 2 0 7 頁, 2 8 1 頁及び参考資料2のそれぞれ一部	派遣部隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 同隊の態勢及び運用能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	2 2 頁, 6 4 頁, 6 5 頁, 1 9 7 頁, 1 9 8 頁及び2 4 3 頁のそれぞれ一部	派遣部隊の情報業務に関する情報であり, これを公にすることにより, 同隊の情報収集要領及び能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか

		ら、法5条3号に該当するため不開示とした。
	79頁, 80頁及び120頁のそれぞれ一部	自衛官の健康状況に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の人的基盤及び人的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	82頁から90頁までのそれぞれ一部	東ティモール国際平和協力業務の準備訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における自衛隊の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	100頁の一部	宿営地の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、宿営地の配置の一般要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、第5条3号に該当するため不開示とした。
	129頁, 141頁, 169頁, 184頁及び参考資料1のそれぞれ一部	派遣施設群による警備要領に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における警備要領及び警備能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	132頁の一部	派遣施設群による情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における情報収集要領が推察され、自衛隊の任務の効

		果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	133頁の一部	派遣施設群における射撃訓練要領及び射撃練度に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	135頁から139頁まで及び244頁のそれぞれ一部	通信器材等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領及び通信能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	153頁の一部	派遣施設群の武器の管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法条第3号に該当するため不開示とした。
	参考資料3の一部	派遣施設群の施設作業能力に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における施設作業に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

4	69頁の一部	装備品等の整備能力に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の整備能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	74頁の一部	装備品等に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	75頁の一部	携行補給品に関する情報であり、これを公にすることにより、同種の活動における運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	78頁、94頁及び279頁のそれぞれ一部	法人が事業を営むに当たって独自に収集及び分析した情報であり、これを公にすることにより、当該法人の知的財産であるノウハウに関する情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
6	256頁から273頁まで及び276頁のそれぞれ一部並びに274頁、275頁及び277頁の全て	陸上自衛隊による東ティモール国際平和協力業務の評価・分析に関する情報であり、これを公にすることにより、今後の同種の活動における自衛隊の編成、装備、運用要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

		の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	--	---------------------------------------

別表 2 (開示すべき部分)

頁	開示すべき部分
29頁, 31頁, 33頁, 35頁及び37頁	不開示部分の全て
102頁	不開示部分の全て